鹿児島県立鹿屋養護学校いじめ防止基本方針

いじめ問題への学校の目標

児童生徒の生命と人権を守り，一人一人の実態や特性に応じた教育を行い，年間を通して学校全体や関係機関と連携しながら，児童生徒一人一人が，健康・安全で，楽しく，安心して学べる教育環境づくりに努める。

いじめ防止対策委員会（定期：主事等会，学部会　臨時：生徒指導委員会）

【業務内容】１　年間を通した取組等について検討・推進
２　年間の活動を検証し，次年度の計画を作成
３　関係機関との連携

【委員構成】校長，教頭，事務長，生活指導係，学部主事，教務主任，養護教諭，その他必要に応じた関係者及び外部専門家

PTA との連携

○ 学級・学年・学部 PTA，PTA 総会の活用

【年間計画】

４月
・いじめ問題を考える週間
・家庭訪問

５月
・児童生徒へのアンケート調査
・携帯電話・インターネット利用実態調査

７月
・教育相談

９月
・児童生徒へのアンケート調査
・携帯電話・インターネット利用実態調査

１１月
・人権について考える週間
・教育相談

１２月
・児童生徒へのアンケート調査
・携帯電話・インターネット利用実態調査

２月
・教育相談

３月
・年間まとめ

学校の取組（対応体制）

○ 未然防止
・ 年間を通して児童生徒一人一人がお互いを認め合い，協力し合う教育活動の推進（キラリ賞の授与等）
・ 自他の生命や人権を尊重し合う心情や態度の育成
・ 体験活動を通した人間関係づくり

○ 早期発見
・ 無記名アンケートの実施による実態把握
・ 児童生徒と教師との人間関係づくり，日常のコミュニケーション
・ 担任，他教師，養護教諭等と連携した個別面談体制の充実
・ 児童生徒にかかわる人々や関係機関との連携の推進

○ 対応
・ 関係者等からの情報収集
・ 被害者，加害者への適切なケア及び指導
・ 児童生徒の関係者との共通理解，協力，対応の検討
・ スクールカウンセラーの活用

県教委との連携

○ 指導主事の派遣及び助言
○ いじめ問題対策チームの派遣及び助言
○ 研修等への講師派遣

関係機関との連携

○ 警察
○ 児童相談所
○ 市町村の福祉部局
○ 保健・医療機関
○ 福祉施設
○ 地域の学校
○ 地域の町内会

等